

博物館資料保存論

(解答はすべて解答用紙に記入し、この問題用紙に記入しないこと。)

1. 次の(1)～(4)の文章の()にあてはまる適切な語句を、それぞれ□の
ア～エから選び、解答欄にはその記号を記しなさい。(各4点)

(1) 平成13(2001)年に公布・施行された「文化芸術振興基本法」では、「文化財等の保存及び活用」について、第13条で次のように定めている。

『国は、有形及び無形の文化財並びにその(①) (以下「文化財等」という。)の保存及び活用を図るため、文化財等に関し、修復、(②), 公開等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。』

(2) 2003年のユネスコ総会で採択された「無形文化遺産の保護に関する条約」では、「第15条 社会、集団及び個人の参加」について、次のように示している。

『締約国は、無形文化遺産の保護に関する活動の枠組みの中で、無形文化遺産を創出し、維持し及び(③)する社会、集団及び適当な場合には個人のできる限り広範な参加を確保するよう努め並びにこれらのものをその管理に積極的に参加させるよう努める。』

(3) 虫などの生物が収蔵庫などに入り込んだ場合、次第にその環境に適応するような体質に変化することを(④)という。

(4) 展示資料の保護の要件となる光には赤みや青みを帯びたものがあり、このような光の色を物理的・客観的に数値で表したものが(⑤)で、単位は^{ケルビン}Kで示される。

- | | | | |
|-----------|---------|---------|---------|
| ① ア. 保存技術 | イ. 継承技術 | ウ. 運用技術 | エ. 復元技術 |
| ② ア. 盗難対策 | イ. 防災対策 | ウ. 劣化対策 | エ. 破損対策 |
| ③ ア. 研究 | イ. 伝承 | ウ. 保護 | エ. 利用 |
| ④ ア. 馴化 | イ. 同化 | ウ. 擬態化 | エ. 変態化 |
| ⑤ ア. 調色度 | イ. 色温度 | ウ. 明度 | エ. 彩度 |

2. 次の①～⑥の用語の中から4つ選択し、その番号を記し簡潔に説明しなさい。(5つ以上を回答した場合は無効とする) (各5点)

- ① 文化財レスキュー
- ② 相対湿度
- ③ ブルーシールド国際委員会
- ④ VOC
- ⑤ 照度基準
- ⑥ 安定化处理

3. 1971年に採択された「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約(ラムサール条約)」について、保全の観点から、以下の3つの語句をすべて使い、200字以内で説明しなさい。(15点)

<語句> 再生, ワイズユース, 交流

4. 博物館資料を構成する伝世品の有機質文化財について、資料保存の観点から、その特質と取扱い方を200字以内で解説しなさい。(15点)

5. 博物館資料の保存と「診断」、「予防」、「修理」の関係について下記の□の中から語句を6つ用いて400字以内で述べなさい。なお、用いた語句には下線を引くこと。(30点)

調査分析	ワークショップ	修理技術	職業倫理規程
インターンシップ	リスク	エコミュージアム	バックヤードツアー
保存環境	京都議定書	公開活用	劣化